

福岡県公報

平成27年12月22日
第3754号

目次

告示(第998号-第1018号)

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	7

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …… 8

公 告

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …… 8
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …… 9
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 9

選挙管理委員会

- 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …… 9

海区漁業調整委員会

- 第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限 (漁業管理課) …… 10

告 示

福岡県告示第998号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上三緒第二(2)	飯塚市上三緒(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第999号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上三緒第二(2)	飯塚市上三緒（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1000号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小谷	飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1001号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛭子(3)-1	嘉麻市上山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蛭子(3)-2	嘉麻市上山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1002号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第294号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
自由ヶ丘7丁目(b)	宗像市宮田一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1003号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第295号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
自由ヶ丘7丁目(b)	宗像市宮田一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1004号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音堂	筑紫郡那珂川町片縄北三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1005号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
観音堂	筑紫郡那珂川町片縄北三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1006号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音堂	筑紫郡那珂川町片縄北三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

八女	県道	八香春線	前	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで	6.5 ～ 13.0	111.0
			後	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで	6.5 ～ 17.0	

福岡県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八香春線	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで

福岡県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

朝倉	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 朝倉郡筑前町中牟田540番2先まで	11.1 ～ 26.0	163.0
			後	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 朝倉郡筑前町中牟田540番2先まで	9.3 ～ 18.2	

福岡県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 朝倉郡筑前町中牟田540番2先まで

福岡県告示第1011号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目

糸島地介53	医療法人田中みのる内科	糸島市南風台八丁目4-10	H15・4・1	居管
宗遠介15	いわくまハートクリニック	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1-35	H27・11・17	居管
粕介薬164	秀洋堂薬局若宮本店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	H27・11・1	居管・予居管
筑紫介薬60	ビタミン薬局	筑紫野市原田六丁目11-5	H18・5・1	居管・予居管
小介薬45	そうごう薬局美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘一丁目5-5	H27・12・1	居管・予居管
田介薬87	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677-20	H27・11・1	居管・予居管
田介薬86	古賀調剤薬局春日店	田川市宮尾町812-10	H27・11・1	居管・予居管
田介薬84	古賀調剤薬局	田川市大字弓削田3224-1	H27・11・1	居管・予居管
田介薬85	株式会社古賀調剤薬局 田川病院前	田川市上本町10-20	H27・11・1	居管・予居管
宮介薬20	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	H27・11・1	居管・予居管
北筑後居17	デイサービスいまがわの里	三井郡大刀洗町大字栄田1987	H27・11・1	通介・予通介
南筑後居14	広川病院訪問看護ステーションひろかわ	八女郡広川町大字新代930	H26・4・1	訪看・予訪看
久地居29	デイサービス健康倶楽部きくち	三井郡大刀洗町大字山隈23	H27・8・1	通介・予通介

福岡県告示第1012号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
朝倉居14	あかつき	あかつき商事株式会社	朝倉郡筑前町栗田1365-1	H27・11・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女介訪1	柳育会訪問看護ステーション	八女郡広川町大字六田351-8	八女市吉田137-1	H27・12・1
直居91	デイサービスげんき塾	直方市大字頓野1863-2	直方市大字感田1497-1	H27・6・1
飯支30	有限会社ケア・サービスあい	飯塚市若菜152	飯塚市平塚258-96	H26・7・17
田居88	合資会社ヘルパーさくら	田川市桜町1038-3	田川郡川崎町大字池尻531-1	H27・9・30
田居149	介護ステーションゆうき	田川市魚町8-10	田川郡香春町大字香春669	H22・10・30
八女支5	八女ケア相談センター	八女郡広川町大字六田351-8	八女市吉田137-1	H27・12・1
筑居36	デイサービスさわやかとくひさ	筑後市大字徳久183-13	筑後市大字若菜1322-1	H24・5・1
豊支7	あおぞらの里豊前ケアプランセンター	豊前市大字三毛門395	豊前市大字三毛門404-1	H26・5・28
中居62	デイサービス茶の家	中間市中央五丁目10-13	中間市中央三丁目1-3	H27・10・1
南筑後居2	ハローケア訪問介護ステーション	八女郡広川町大字六田351-8	八女市吉田137-1	H27・12・1

福岡県告示第1013号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地介32	田中みのる内科	糸島市南風台八丁目4-10	H15・3・31
田居203	株式会社 古賀調剤薬局 田川病院前	田川市上本町10-20	H27・10・31
田居204	古賀調剤薬局春日店	田川市宮尾町812-10	H27・10・31
田居205	古賀調剤薬局	田川市大字弓削田3224-1	H27・10・31
田居206	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677-20	H27・10・31
宮居74	アイン薬局宮田店	宮若市本城字隠谷1755-4	H27・10・31
大居262	デイサポート大牟田	大牟田市下白川町二丁目335-2	H27・4・30
飯居74	介護サービスこはる	飯塚市幸袋471-1	H27・10・31
中居69	ハートフル	中間市通谷三丁目8-3	H27・10・31
大野居78	はるみ大野城	大野城市中三丁目6-26 エーデルハイム101	H27・11・30
糸島地居55	友泉会ケアプランセンター	糸島市志摩師吉739-1	H27・12・1
粕居166	エルスリー福岡新宮	糟屋郡宇美町原田一丁目18-19	H27・11・30
南筑後居3	ハローケア訪問入浴ステーション	八女郡広川町大字六田351-8	H27・9・30

田川支79	ケアプランセンター藤の里	田川郡福智町神崎1098番地237	H27・12・1
-------	--------------	-------------------	----------

福岡県告示第1014号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生54	耳鼻咽喉科工藤こうじクリニック	福津市日蔭野五丁目14-1-2F	H27・12・11
像生歯76	地島診療所	宗像市地島136-13	H27・11・1
筑紫生161	二日市整形外科クリニック	筑紫野市紫二丁目22-1	H27・11・1
筑紫生歯79	Y&Y歯科クリニック	筑紫野市原田八丁目1-10	H27・11・1
粕生薬164	秀洋堂薬局若宮本店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	H27・11・1
春生薬65	ラ・コート調剤薬局	春日市惣利一丁目13	H27・11・30
筑紫生薬85	ひまり薬局	筑紫野市紫二丁目22-2	H27・11・1
田川生訪19	西添田駅前薬局	田川郡添田町大字庄893-1	H27・12・1
田生薬87	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677-20	H27・11・1
田生薬86	古賀調剤薬局 春日店	田川市宮尾町812-10	H27・11・1
田生薬84	古賀調剤薬局	田川市大字弓削田3224-1	H27・11・1
田生薬85	株式会社古賀調剤薬局 田川病院前店	田川市上本町10-20	H27・11・1

宮生薬20	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	H27・11・1
宗遠生訪 6	おんが病院 訪問看護ステーション	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2	H27・10・1

福岡県告示第1015号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生346	うみ小児科医院	糟屋郡宇美町宇美四丁目1-3	糟屋郡宇美町宇美五丁目9-28	H27・11・1
大生309	医療法人親仁会中友診療所	大牟田市西添田町15-3	大牟田市新地町6-1	H27・11・1
田生薬21	番田町調剤薬局	田川市番田町2949-4	田川市番田町5-11	H27・9・1

福岡県告示第1016号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生65	医療法人慶生医院	宗像市自由ヶ丘十一丁目13-1	H27・3・31
田生118	医療法人玄風会岩谷クリニック	田川市本町6-21	H27・10・31
飯生菌55	山本歯科医院	飯塚市菰田西二丁目9-22	H27・10・31
粕生薬53	有限会社秀洋堂薬局若宮店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	H27・10・31
直生薬80	たもん薬局	直方市津田町11-21	H27・9・30
田生薬85	株式会社古賀調剤薬局田川病院前	田川市上本町10-20	H27・10・31
田生薬81	古賀調剤薬局 春日店	田川市宮尾町812-10	H27・10・31
田生薬80	古賀調剤薬局	田川市大字弓削田3224-1	H27・10・31
田生薬83	ルカ調剤薬局	田川市大字伊田2677番地20	H27・10・31
宮生薬15	アイン薬局宮田店	宮若市本城隠谷1755-4	H27・10・31

福岡県告示第1017号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	所在地	指定年月日
大生マ19	山下 晴子（明徳堂鍼灸治療院）	大牟田市宮原町二丁目123	H27・12・1

直生マ32	内田 静枝 (内田施術所)	直方市大字感田1391-1	H27・11・1
大生柔79	田熊 晋作 (おおぞら整骨院)	大牟田市上屋敷町一丁目12-18	H27・11・8
直生柔39	山本 修数 (STREXZEN和整骨院 直方店)	直方市古町17-2	H27・9・1
飯生柔81	下田 涼介 (ひなた整骨院)	飯塚市潤野55-2	H27・11・1
飯生柔82	柴田 崇仁 (いとうづの森整骨院 筑穂院)	飯塚市平塚294-1	H27・11・1
春生柔49	小野 裕司 (こくら整骨院)	春日市小倉一丁目8 伯玄ビル105号	H27・11・1
春生柔50	新原 直樹 (たんぼぼ整骨院)	春日市白水ヶ丘四丁目116	H27・11・1
大野生柔38	加古 智士 (むさし鍼灸整骨院 川久保院)	大野城市中三丁目1-40	H27・11・1
像生柔94	藤川 雄一 (STREXZEN げんき整骨院)	宗像市くりえいと一丁目5-1-2階	H27・10・20
像生柔95	井上 裕二 (整骨院 宗像エイム)	宗像市田久二丁目1-1 ゆめタウン宗像内	H27・11・1
粕生柔126	納谷 洋平 (はなみずき整骨院・鍼灸院)	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目7-29	H27・10・28
田川生柔36	荒井 啓昌 (めぐみ整骨院)	田川郡添田町大字添田3002-1	H27・10・30
大生はき12	山下 晴子 (明德堂鍼灸治療院)	大牟田市宮原町二丁目123	H27・12・1
飯生はき13	下田 涼介 (ひなた整骨院)	飯塚市55-2	H27・11・1
春生はき7	西本 佳世 (たんぼぼはり・きゆう院)	春日市白水ヶ丘四丁目116	H27・11・1
田川生はき12	川嶋 寛之 (むさし鍼灸整骨院 田川)	田川郡川崎町大字池尻364-6	H27・11・4
粕生はき15	納谷 洋平 (はなみずき整骨院・鍼灸院)	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目7-29	H27・10・28

福岡県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生マ19	内田 静枝 (實グループ株式会社みのり施術所)	直方市大字下境1787-1	H27・10・31
直生柔27	廣谷 男也 (STREXZEN和整骨院直方院)	直方市古町17-2	H27・8・31
直生柔28	大塚 彰久 (STREXZEN和整骨院直方院)	直方市古町17-2	H27・8・31
直生柔29	上野 寛志 (STREXZEN和整骨院直方院)	直方市古町17-2	H27・8・31
古生柔23	泉 貴紀 (愉和整骨院)	古賀市舞の里三丁目5-1	H27・6・27
古生柔24	中西 雄一 (愉和整骨院)	古賀市舞の里三丁目5-1	H27・10・30
筑紫地生柔24	麻生 毅司 (あすく整骨院)	筑紫郡那珂川町今光四丁目71-1 Tビル101	H27・9・30
大生はき4	小山 剛司 (小山鍼灸院)	大牟田市明治町三丁目63-1 コアマンション605号	H27・11・18

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告

する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字中元寺の一部 (中元寺地区第6換地区)	平成27年12月11日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営前田地区土地改良（区画整理）事業 変更計画書の写し	平成27年12月22日から 平成28年1月27日まで	行橋市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（農業用排水施設 整備）事業変更計画書の写し	平成27年12月22日から 平成28年1月27日まで	八女市役所黒木支所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめマートすわの
 - 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町西隈三丁目212番6及び212番9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市紫五丁目1番12号
渡邊 正博

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第134号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年12月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	335
筑前海区	993
福岡県有明海区	901

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成27年12月22日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会 長 内 場 澄 夫

1 指示の適用海域

有区第20号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

ア 北緯33度04分32.7秒、東経130度24分04.1秒

イ 北緯33度04分10.5秒、東経130度23分39.8秒

ウ 北緯33度04分22.7秒、東経130度23分24.1秒

エ 北緯33度04分45.0秒、東経130度23分48.1秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成27年12月22日から平成28年5月31日まで